



欠損金の 会社税務上の取り扱い

税理士・CFP® 越智浩

Q. 赤字決算により生じた欠損金の取り扱い

当社は、会社設立（資本金1,000万円、3月決算、青色申告普通法人）以来7期間、なんとか黒字経営を続けてまいりましたが、最近の金融不況等のあおりを受け、今期の決算は大幅な赤字の計上となりました。当社の前期と当期の業績は以下のとおりです。

前期の所得金額 300万円（法人税54万円納付） 当期の欠損金額 1,000万円

当期について青色申告書を提出する法人に欠損金が生じた場合、前期に納付した税金が還付される制度があると聞きましたが、当社もこの制度の適用が受けられますか。

A. 欠損金の繰戻し還付と繰越控除

平成4年4月1日以後に終了する事業年度から『欠損金の繰戻し還付』制度の適用は、解散等による場合を除き、延々停止されていた。ところが、一昨年の改正により、**平成21年2月1日以後に終了**する事業年度から**中小法人等**に限って適用することができるようになった。中小法人等とは、各事業年度終了時における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人・公益法人等・人格のない社団等・等のことである。

従って、この設例の場合、当期に生じた1,000万円の欠損金を前期に繰り戻して、前期に納付した法人税54万円をベースに、下記の算式により計算した金額の還付を受けることができる。

還付請求額 = 差引法人税額(前期納付額に控除税額等を調整) × 当期欠損金額 / 前期所得金額

*当期欠損金額は、前期所得金額を限度。

つまり、 $54\text{万円} \times (1,000\text{万円} - 300\text{万円}) / 300\text{万円} = 54\text{万円}$ の還付を受けることができる。また、残りの欠損金額 ($1,000\text{万円} - 300\text{万円} = 700\text{万円}$) については、繰越控除の対象となり、翌期以降7年間、各事業年度に生じた所得金額と相殺し、欠損金が0円になるまで使用することができる。この2つの制度を利用することにより、中小法人の資金繰りの一助となっている。ただし、これらの適用を受けるためには、それぞれ手続きが定められているので、注意が必要である。無条件で認められるものではない。

まず、『欠損金の繰戻し還付』の適用を受けるためには、欠損金の生じた当期の確定申告書を**期限内**に提出し、かつ、その提出と同時に、「還付請求書」を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。そして、『欠損金の繰越控除』の適用を受けるためには、欠損金の生じた事業年度においてのみ**青色**の確定申告書を提出することが必要であり、その後は、青色・白色の区別を問わず、連続して確定申告書を提出することが求められている。なお、確定申告書をその提出期限までに提出しないことを理由に、税務署長にはその法人のその期の青色申告を取り消す権限が与えられている。従って、期限内に確定申告書を提出しなければ青色申告が取り消され、欠損金の繰越控除を受けられない事態となりかねないので、欠損金の生じた事業年度の確定申告書は期限内に提出する必要がある。

ところで、平成23年度税制改正においては、この青色欠損金の繰越控除の期間が7年から9年に延長される予定であった。個人の所得税と相続税が『税と社会保障の一体改革』という流れの中で課税ベースの拡大が図られる一方、法人税においては、企業の国際競争力を高める観点から基本税率の引き下げとセットでこの改正が行われる予定であった。が、現在、国会での税制改正法案通過はほぼ絶望的であり、今後の成り行きも不透明である。ただ、方向性としては『税と社会保障の一体改革』と『企業の国際競争力を高める観点』に沿った税制にしていくうというのは間違いないところである。